船鉄交換と鈴木

今村頼吉

その一　**船鉄交換の意義**

先ず日米船鉄交換の意義の骨子は米国から鉄材を我が国に供給し、また我が国からも船舶を供給し或はこれを建造して供給し世界通商の原則である有無相通ぜしめんとする大義を実現するという意義を有するものである。

その二　**船鉄交換問題の発端**

この問題の発端を厳格にいえば大正六年八月一日に時の米国大統領ウイルソンが米国内に於ける鉄材の輸出許可に関して商務長官に次の訓示を与えたことに始まっている。その訓示とは、

(1)　聯合諸国に対する総ての船積は更に別段の訓示あるまで何等の留保または制限なく自由に許可を与えらるべし。但し鉄板・鋼板・銑鉄・鉄屑・スチールビレットを除く。

これ等のものに対しては当該物品が事実戦争の目的に供せらるるか若しくは直接貢献すべきものなる場合に限り特別に与うべし。

(2)　鉄板・鋼板・ストラクチュラルシェープ（建築用型鋼）及びその他、その項中に含まるる諸品の船積に対しては下記の条件に拠り特許を与えらる。

(イ)　右特許の申請は八月十日または同日前に在ワシントン商務省輸出特許部に送達するを要す。

(ロ)　右申請の貨物は八月十日または同前日に製造済のものならざるべからず。

(ハ)　特許は船積が八月十五日または同日以前の日附を有する鉄道または船舶の船荷証券に含まるる場合に限り有効なることを指示す。

その三　**解禁期成同盟会の生成**

右の米国に於ける鉄の輸出禁止令の発布を見るや俄然我が国に於いてはこれが解禁運動の烽火を挙げられるに至った。即ち我が国の造船所に於いて使用される鉄材はその戦前には主として独逸とか英国とかから輸入されていたが、世界大戦が始まるに至るやそれが英国及び米国から供給されるに至ったのである。ところが英国は先ず自国の必要に迫られてその輸出を禁止するに至ったから、我が国の製鉄能力の不充分なため米国からの輸出を唯一の頼りとしていた場合であり、且つまた既契約の鋼材未だ到着していないものが四十五万噸という大量に上っている際であり、そして各造船所はこれを無二の生命として仕事をしていた時であったからそれが既契約品にまで及んでいる突然の輸出禁止によるその打撃は、我が国の各造船所の受ける影響が非常に大きかったのである。これを国家的に見るも国内労務者の失業問題、産業の萎縮等を免れぬことであるから国家的に解決を見なければならぬ問題であったが、先ず造船工業に最も深い関係を有する問題であったから主なる造船所たる川崎造船所と大阪鉄工所とまた主なる輸入商たる三井物産と鈴木商店との四会社が発起人となって檄を阪神間の主なる同業者に飛し、その八月六日（大正五年）（六年の誤りかと筆者思う）に会合を求めたのである。集まったものは造船鉄工業者、鋼材輸入業者、海運業者等の二十六社に及び、これ等の業者は一丸となって「米鉄輸出解禁期成同盟会」なるものを結成し、これに実行委員が置かれて着々その目的の貫徹に邁進したのである。

そしてまた東京に於いてもその八月十一日、それぞれ各関係者が会合して関西との連絡を採り、一致協力してこれに当ることになったのである。

その四　**米鉄輸出解禁期成同盟会の各方面への陳情**

米国のこの抜打的な鋼材の輸出禁止に対して我が国の関係業者は「解禁期成同盟会」を前述の如く結成し、先ずこの実行委員は内閣、外務、逓信、農商務、内務の各省大臣を歴訪して陳情書を提出し、米国の鉄材禁輸と伴う我が国の蒙る影響の甚大なることを只管陳情する処があった。

また時の駐米大使とか滞米中の石井菊次郎子爵等に宛てて八月九日附を以て次の如く打電し陳情した。

「米国の鉄輸出禁止は、我が国産業界の大打撃にして造船事業の中止はもとより数十万工員の解雇ともなり社会的大動揺を来す惧れあり。又我が国の輸送力をも減ずるに至ることは聯合国の為め深憂に堪えず、せめて既約品の解禁だけにても御尽力を願う。」

また実行委員は、日米協会長金子堅太郎子爵の紹介にて我が国駐在の米国大使ポスト・ホイーラーを訪問したり陳情書を提出したりして只管その目的の貫徹に努力したのである。

また「解禁期成同盟会」はその事務所を神戸商工会議所に置いて各委員は大阪朝日新聞及び大阪毎日新聞社等を連日の如く訪問してその応援指示を求めたのである。

次に又「同盟会」は直接各方面に運動するのはいうまでもなく米国政府当局に向っても何回となく陳情して、実に苦心惨澹たるものがあった。今主なるその陳情先を挙げると次の如くである。

(1)　米国大統領ウイルソン、国務卿ランシング宛。

(2)　また紐育、シカゴ、桑港、ピッツバーグ、シヤトル、ボストン、ワシントン、クリーブランド等の各商工会議所宛。

(3)　米国鋼鉄トラスト重役ゲーリ宛。

その五　**米国大使と委員との会見**

右の如く解禁期成同盟会の各委員は種々運動したのであるが何等の反響もなく殆んど失敗に終ったかの観があった。ところが委員の一人たる金子直吉氏はひそかに期する処あるものの如く大正七年三月十七日に上京して米国大使館にモリス大使を訪問し相互に虚心淡懐の談話が交されたとのことであった。いまその伝うる処に依れば金子氏は先ず米国大使に「現今最も大なる造船能力を有し且つ米国に向け提供し得べき最も多くの船

舶を有するのは川崎造船所であり、そしてその社長松方氏は現に倫敦にあり、船鉄交換に対してかくの如き条件を指定して来た。そしてこの指定は現状に照して不当にあらず希わくば吾々の誠意を諒とせられ何分の考慮されんことを希う次第なり」と、松方氏の電報を直接に大使に提出されたということである。かくして大使は金子氏の誠意に動かされ右の趣旨を本国に打電し、その回答を待つべしとのことであった。が待つこと数日にして米国大使から金子氏に対して会見の申込みの返事があって三月二十三日に金子氏を初め他の各委員は米大使を訪問したのであったが、米大使は本国からの電報を示し且つ我が国の当業者の回答を希望されたので、我が国の当業者は早速協議の上でこれを米大使に回答したのである。その結果ここに彼我の意見が一致して正式に両者は契約書を作成するに至ったのであった。これが即ち第一次船鉄交換契約である。次で五月中旬には第二次船鉄の交換契約を見るに至ったのである。次に参考のため第一次船鉄交換契約の内容を示せば次の如くである。

一、船舶十五隻十二万七千八百噸を提供することに対し既約鉄材十二万七千八百噸を得ること（鉄材の種類選定は契約数量の範囲内に於いて船舶提供者の決するところに依る）

二、鉄価は既約の値段に依り、船価は引渡時期に依り左の如く差異を設く。

五月渡	二六五弗
六月渡	二六〇弗
七月渡	二五〇弗
八月渡	二四〇弗
九月渡	二二五弗

三、船舶検査は日本に於いて為し、引渡の場所は米国太平洋岸又は大西洋岸の一港とす但し引渡場所までの積荷運賃は船舶提供者の所得とす。

四、鉄材は提供船舶引渡終了までに米国沿岸に於いて引取ること。

五、船舶代金支払方法は契約調印の通知が米国当局に到着したる時一割乃至二割（引渡月の遅速に依り差異あり）船舶引渡の時残部。

六、船舶の資格はロイド検査員の検査を受けその一〇〇A1（100A－1級）たるべきこと。

七、米国政府監督員は日本政府の立入ることを禁じたる部分の外造船所並に関係工場に立入り工事の監督を為すことを得。

八、速力試験は一海里以上の標柱間を満載吃水を以て航走し一時間十海里以上の速力を有すること。尚一状態に於いて四時間航走し同一速力を維持すること。

九、売主の重大なる過失または怠慢に依り船舶引渡遅延したる時は買主は一ケ月一重量噸に付十五弗の割合に依り日割勘定の賠償を受くること。

十、売主が船舶を処分して契約の履行を不能ならしめ又は理由なくして船舶の引渡を拒みたる時は買主は契約を解除し且つ一重量噸に付百六十弗の割合に依り計算したる賠償及び既に支払いたる金額に年六分の割合の利子を付したる金額を受くること。

以上は第一次船鉄交換契約の内容であって、我が造船所と米国政府との間に大正七年四月二十三日（株）浅野造船所（提供船一隻一万一千五百噸）同年同月二十四日に川崎造船所（四隻三万六千噸）帝国汽船（同三隻二万二千三百噸）同月二十五日に浦賀船渠（同一隻六千八百噸）のそれぞれ調印を了えたのである。その後川崎造船所では更に三隻の追加を申込み、九月渡しの船と同一条件にて米国政府の承諾を得たから、都合七隻六万三千噸の船舶を提供することとなったのである。（以上合計すれば十二隻で十万三千六百噸となり隻数も噸数も少し減少したことになった。）之が引渡しに就ては何等の故障なく船体の優秀は米国政府の認むる所にして頓に日本造船技術の声誉を博したり。而して早速此等提供船の大半は対独戦に直接の貢献を為したり。以上が第一次船鉄交換契約の大要である。

国分寺の社会性

柳田義一

仏教の世界に於いて地域社会の教化の上に於いての必要さはきのうや今日にはじまったことではない、既に仏教受容の奈良朝時代から始まっている。

「朕は三宝の奴（やっこ）なり」と、自身に云いきかせたのは聖武天皇である、それほどまでに仏法に打ち込み、東大寺を建立して、国家を治めようとした。続日本書紀に依ると、天平十二年三月二十四日に全国六十八の国府の所在地に、国分寺をおくことを命じている、よろしく天下護国をして、七重の塔をつくり、金光明最勝王経と法華経を書写して治めよ。自分もまた別に、金字で二経を写し、塔ごとに各一巻を奉納する。願くば聖法のさかんなる天下とともに永く流れ、造塔の寺を国の華となし、擁護の思い幽明にわたり給らんことを、と国分寺創建の趣旨を述べている。いうまでもなく東大寺を総国分寺とし、寺名を「金光明四天王寺護国の寺」尼寺の方を「法華滅罪の寺」とした。のちハンニャ経もあげることにしている、むろん、鎮護国家の律令仏教だから、直接民衆の教化に基礎をおいているのではない。この点、主権在民の二十世紀とは雲泥の開きがある、仏教が国家機関の一翼であってならぬことは、議論の余地がない、といっても国分寺をいかに当時重要していたかがうかがわれる。「地方の